

令和6年度社会福祉法人 三彩の里 事業計画

《基本方針》

6年度より障害福祉サービスの報酬単価は改定され、B型では平均工賃の算定が見直され、高い工賃をより高く評価し、低い工賃には厳しい改定となった。また令和7年10月からは5番目の就労系サービスとなる就労選択支援事業が行われることが決まり、制度外では、企業に代わり、障害者の雇用を行う雇用代行ビジネスが広がりを見せているなど、就労系サービスを取り巻く状況はめまぐるしく変化している。

またポストコロナ後の引き続き感染防止対策を徹底しながら、落ち込んだ販売・生産活動・利用者支援に取り組み、これまでと異なる新しいマーケットの開拓や販売促進のアプローチ方法を見出し、売り上げ拡大を目指す。

この様な中、共生する社会の実現に向け、障害者を、「必要な支援を受けながら、障害者が自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体と捉え、自らの能力を發揮し、自己実現できるよう支援する」という基本計画の理念に基づき、三彩の里では今後の方向性を見定めながら、地域に根差した社会福祉法人として地域福祉の向上を目指すとともに、当法人ならではの社会貢献を目指し、利用者の人権尊重やコンプライアンス意識の向上を図り、虐待及び事故防止に努め、安心・安全、地域移行、地域福祉の推進、工賃向上、職員の資質向上を目指し以下の事業を実施して行きます。

1、 理事会の開催予定

開催年月日	場所	主要議案
令和6年5月	三彩の里会議室	令和5年度事業報告・収支決算報告に就いて
令和7年3月	三彩の里会議室	令和7年度収支予算書案承認に就いて

2、 評議員会の開催予定

開催年月日	場所	主要議案
令和6年6月	三彩の里会議室	令和5年度事業報告・収支決算報告に就いて

3、 監事監査の実施予定

実施年月	場所	監査担当者	備考
令和6年5月	三彩の里会議室	朝長靖彦	処遇・サービス
		今里和弘	財務諸表

- 4、 長崎県福祉保健部監査指導課、大村市福祉サービス適正室による指導監査の実施

- 5、 施設の指導・管理
 - (1) 生活介護事業：生活の質の向上、
 - (2) 就労継続支援事業B型：工賃向上計画、生産性向上とICT化の促進
 - (3) 共同生活援助事業：GH ぱびるすの支援、環境整備
 - (4) 利用契約書、重要事項説明書、サービス利用説明書、個別支援計画書策定
 - (5) 感染症に係る対応、口腔衛生管理
 - (6) 防犯対策：防犯訓練、監視カメラ、監視モニターの設置
 - (7) 避難訓練：火災、自然災害等の訓練
 - (8) 地域交流：情報収集・各機関、団体との相互利用・イベント参加、陶芸教室等
 - (9) 苦情解決・虐待防止：虐待防止委員会の設置、身体拘束等の適正化の推進
 - (10) 人材育成：エンパワメントの向上・オンラインによる会議、研修会への参加
・内部研修

令和6年度就労継続支援B型事業計画

就労継続支援B型事業では、工賃向上に繋がる指導のほか、コロナ禍では実施が困難だった地域との交流を、施設行事や社会訓練等を通して生活面の向上に繋がるよう支援を実施していく。

また、新型コロナウイルスが5類に移行したことで経済活動が以前より活発化し、全体的に受注や販売の機会が増加し、コロナ前の売上回復に向けての兆しが見え始めている。今年度も継続して売り上げ向上に繋がるようふれあい等の販売に積極的に参加していく。

ただ、原材料費や光熱水費等の価格高騰が依然として続いている状況であり、社会情勢や取引先の状況を見ながら必要に応じて商品価格の見直しを行っていく。

基本計画

※ 個別支援計画に沿った支援の充実

(利用者ニーズを基本とした長短期目標設定、工賃目標の設定)

※ 官需拡大を広げるための広報活動の実施

※ 工賃向上

※ 工賃目標

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
就労継続支援			見込み	予定
B型	24,337円	22,513円	22,900円	24,000円

【課別事業計画】

陶芸課 利用者7人

陶器製造に関して、現代の傾向やお客様のニーズにあったデザインを考えつつ、個性やオリジナリティーのある商品の製造・販売を行い、価値のある製品作りに取り組んでいく。

販売については、一番に陶器まつりを通して地域の方を含め、多くの方に「三彩の里の陶器」を知って頂く場所として三彩焼きを始め、魅力ある商品の提供や情報発信をしていく。

外部出店に関しても、販売地域や客層、観光地などのイベント情報などを収集したうえで、商品陳列の工夫やポップに力を入れていく。特に昨年度より外国人観光客が多く来訪しており、外国人観光客に合った商品や価格設定を行い、売上向上に繋げていく。

また、陶芸教室や陶芸教室コンクールについては、陶芸文化の振興と障害者福祉への理解の促進を目的としながら、お客様にとって楽しいひと時や思い出になるよう努めていく。

作業面では、利用者一人一人の障害に合わせた支援を職員と利用者で一緒に考え、より良い商品が製造できるよう指導・支援を行い工賃アップに繋げていく。

委託先(委託販売)： 鈴田峠農園・街角のふれあいショップ・もみの木・長崎県物産振興協会
大村市観光案内所・出光美術館(門司)・産直松吉

販売先：大村市役所(オレンジクロバー)、ふれあいショップ(長崎市内各所ショッピングモール、大村市内商業施設等)、農福連携等

食品加工課(パン工房 BONNE・カフェボンヌ・ターンマーク) 利用者7人

(パン工房 BONNE)

利用者支援については、引き続き作業だけでなく生活面を含め総合的な成長に繋がるよう個別支援計画書を作成し、それに沿った指導・支援を行う。製造面では安定した商品の提供や作業効率の向上を目指し、課内で常に情報共有や検討を行い、商品の見直しや新商品開発を行っていく。

また、昨年度に引き続き原材料の価格高騰が続いている為、社会情勢や取引先の状況等を見て、必要に応じて値上げを検討・実施していく。

他、販売面については地域イベント等に積極的に出店を行う。また、施設独自としてカフェ BONNE と共同で企画を行い、店舗形式でパン販売を行う等、カフェ BONNE を含めた集客力・売上向上に繋げていく。

納品先	計画
紅葉病院	受注先のニーズに合った商品のご提案・提供を行う。
向陽学園・橘寮	商品のバリエーションを増やし、商品の選択項目を増やす。
大村市観光案内所	商品のバリエーションを増やし、商品の選択項目を増やす。
産直かやぜ・きん彩	季節限定商品を安定して納品出来るよう体制を整える。
大きな新鮮村	季節限定商品を安定して納品出来るよう体制を整える。
入国管理センター	安定的な商品提供。ニーズに合った商品の提案を行う。
大村ポート場	月餅(ターンマーク坊や)以外の商品開発を行う。
放虎原保育所・三城保育所	イベント食だけでなく、給食でも注文頂けるよう営業していく。
かやぜ保育園	園児向けのパンの提案・提供を行っていく。
あゆみの家	商品のバリエーションを増やし、商品の選択項目を増やす。
販売先	計画
泉の里(販売)	お客様のニーズに合った商品の提供を行う。
カフェ BONNE	カフェとのコラボ企画を検討・実施していく。
インターネット関連	計画
SNS(エックス)	継続して新商品の情報や販売情報を発信し、お客様(ファン)の獲得を行っていく。

(カフェボンヌ)

昨年度はカフェオープン10周年を迎えるにあたり、提供メニューを一新したことやSNS(インスタグラム)等の情報発信を強化したことで、イベント時の売上向上に繋がった。今年度は引き続き、

情報発信を行いながら、新しい取り組みとしてパン工房 BONNE や陶芸と共同でメニュー開発やそれに合った器を開発し、オリジナリティー（差別化）を出していく。

昨年に引き続き原材料の価格高騰が続いているので、材料の見直しや効率化を行い、必要に応じて値上げを検討していく。また、令和6年2月よりパン工房 BONNE の職員の不足を補填する為、営業日を毎週月曜日から土曜日（日曜日、祝日休み）の営業から、木曜日から土曜日（祝日も営業）までの営業に減らして対応している状況。共同のメニュー開発の取り組みと、職員を募集して営業日の回復を図る。

（軽食ターンマーク）

昨年は、売上目標550万円達成の見込みで営業できている。令和6年度は、600万円を目標に取り組んでいく。利益については、原材料、光熱費の価格高騰が続いていくと予想される為、取引業者の材料の見直しや業務スーパーで材料を購入するなど仕入価格を見直し、経費を可能な限り抑えて、現状の価格で提供できるように努めていく。

また、野菜中心とした料理やカロリー控えめな料理などのメニュー開発や、お客様のニーズに合わせたメニューを考案し、定食やお弁当などに取り入れて、売上げ向上とお客様に喜ばれるお店作りを目指す。

利用者支援については、接客、調理補助、調理など、利用者に応じた指導、支援を行っている。現在、新しい利用者も増え、利用者の作業技術も向上してきている。今後も技術指導等を行い、工賃の向上に繋げていく。

軽作業課 利用者14人

昨年度新たに配属となった3名各自の工賃のランクアップを達成した。施設内の主な作業である野菜作業の計量、芽取り、結束等の作業技術向上、施設外清掃作業の正確性、丁寧さ、速さを基本とした作業技術向上の為の支援を引き続き行っていく。工賃アップが達成できていない他の利用者については課題となっている部分を見直し、正確性、丁寧さ、速さを基本として課題解決と工賃アップを目指す。

令和5年度5月から新型コロナウイルスが第5類に引き下げられたが、マスクの着用、手洗い等の基本的な感染対策を引き続き徹底したなかで作業を行っていく。

大村市委託の清掃業務も契約予定となっており、その場を利用されるお客様が気持ちよく過ごして頂けるよう、利用者の清掃技術の向上、洗剤等の新たな清掃用品の導入、作業の効率化ができるよう取り組んでいく。

委託先（委託販売）：鈴田峠農園・おおむら夢ファームシュシュ・大村市観光案内所
あさちゃんの店・街角のふれあいショップ・バイソン
産直かやぜ・産直市場大きな新鮮村、産直松吉

下請け業務（受託加工）：県央青果（株）・長崎きのこ

施設外作業（契約清掃先）：中心市街地複合ビル・ハイテク記念公園・鉢巻山荘

施設外作業（除草作業等）：環境保健研究センター・長崎県障害者共同受注センター

令和6年度 施設入所支援事業計画

〈基本方針〉

令和6年度は、施設入所支援事業が円滑に遂行できるよう関係機関と連携し、迅速な対応に努める。利用者のニーズに沿ったサービスの提供を行う。

1.生活支援について

個別支援サービスの充実

- ① サービス管理責任者を主体にし、利用者個々の希望に応じた個別支援計画書を作成する。
- ② サービス管理責任者を主体に必要な応じてケア会議・サービス利用担当者会議を実施し、個別ニーズに沿った個別支援サービスを提供する。

相談支援について

- ① 個別面談を実施し、生活状況を把握する。
- ② 安心・安全な施設生活を送れる様、訴えを傾聴し迅速に対応する。

2.介護支援について

個別ニーズに沿った介護支援

- ① サービス管理責任者を主体に、個別ニーズに応じた介護支援を行う。
- ② 支援状況の評価及び検討会議を実施する。

介護サービスの充実について

- ① 利用者個々に合った介護サービスを提供する。
- ② 介護についての施設内研修を実施し、基本技術の向上並びに利用者の身体状況に応じた介護サービスを行う。
- ③ 理学療法士(外部委託)により個別ニーズに沿ったリハビリテーションプログラムを作成し実施する。

[保健衛生面]

3.日常の健康管理

- ① 健康状態の細やかな観察に努め、疾病の早期発見・早期対応に努める。嘱託医および定期受診先への連絡、職員間の情報交換を図りながら、健康維持に努める。
- ② 降圧剤を服用中の利用者に対しては随時血圧測定を行い、受診先の医療機関との連携を密にし、血圧コントロールに努める。
- ④ 糖尿病で内服治療を行っている利用者の状態観察を行い、低血糖・高血糖に注意し受診先の医療機関との連携を取り、食事関係は調理員と連携を取り安定した生活ができる様に努める。

- ⑤ 服薬管理については、本人の確認・薬袋の名前の確認・服薬時間の確認を実施し、セットは看護師2名、夜勤者1名で二重、三重チェックを行う。土日祭日には日直者に同じ確認を実施してもらえるように伝える。
- ⑥ 月1回の体重測定を実施する。
- ⑦ 40歳以上の利用者は月に一度血圧測定を行う。高血圧の利用者は週に一度、または毎日測定する。
- ⑧ 安全、衛生面に留意し、入浴介助を行う。
- ⑨ 歯科往診によるブラッシング指導及び、定期検診を実施する。ブラッシングが十分出来ない利用者には休み時間やリハビリの時間を利用して、ブラッシング支援を行う。市や県を交えての職員間の知識の向上を行う。
- ⑩ 皮膚科往診及び受診を行い、処方された軟膏で処置を行い、付き添いで処置の指導を行う。

4.定期健康診断

- ① 年2回の定期健康診断を実施し健康管理に務める。
 - 一回目 (胸部レントゲン、採血、検尿、腹囲、問診、血圧)
 - 二回目 (問診、血圧、検尿、身長、体重)

5.感染症等の予防対策

- ① コロナウイルス感染症の対策として、ワクチン接種を勧める。基本的な対策(マスク着用、手指消毒、密を避ける、定期的な換気)を実施する。
職員の行動管理、健康管理の徹底。陽性者発生時に備えた事前の感染区域、シミュレーション等を行っておく。
必要物品の管理(マスク、手袋、フェイスシールド、消毒液等の在庫管理。
陽性者発生時の事業所内体制の確認(指揮命令系統、連絡体制、情報提供体制
陽性者発生時に備えた、嘱託医、協力医、かかりつけ医等の調整。
国の萬葉防止措置法発令時は面会中止や制限を行う。
- ② 食中毒やインフルエンザ対策としては、手洗いやうがいの励行及び手指消毒の徹底に努める。又、インフルエンザに対しては予防接種を実施する。
情報を収集し適宜職員・利用者に向けて周知させる。
施設内で発生した場合は速やかに医療機関と連携、必要に応じて保健所に指示を仰ぐ。

6.転倒防止について

- ① ヒヤリ・ハット」事例を検証し事故の未然防止に努める。
- ② 環境整備を行い、廊下の水濡れなどがないように努める。

7.居室衛生管理について

- ① 定期的に居室チェックを行い、指導及び環境整備に努める。
- ② 半年に1回程度、殺虫剤を使い居室内の害虫駆除を行う。

8.健康講座など利用者むけに行う。

- ① 虫歯予防のためのブラッシング支援を行う、月に1回の野島歯科受診時に医師、歯科衛生士に指導を仰ぐ。

[給食面]

9.衛生管理・食中毒の予防措置

- ① 原材料及び下処理段階における管理の徹底
- ② 加熱調理食品・調理済み食品の温度管理・保管管理
- ③ 新鮮な食品の選択・検品
- ④ 残留塩素の検査
- ③ 賞味期限及び消費期限の確認
- ④ 調理室の温度管理
- ⑤ 調理室・下処理室の清掃
- ⑥ 調理器具の清潔保持
- ⑦ 調理食材の中心温度測定・記録
- ⑧ 検食
- ⑨ 保存食の保存・記録
- ⑩ 調理従事者への衛生指導・健康管理及び健康状態の把握
- ⑪ 感染症流行時期の衛生管理強化(ノロウイルス対策・検便検査)
- ⑫ 設備機器の点検

10.食事提供

- ① 栄養のバランス、味や食事量にムラがなく、安定した食事提供を目指す。
- ② 楽しく食欲が出る食事を目指して、食事メニューの充実と健康を重要視した食事提供を目指す。
- ③ 心のこもった家庭的な食事作りを目指して、個々の摂取状況に合わせた食事形態を考慮しながら、美味しく召し上がれる食事作りに努める。
- ④ 身体機能や利用者の嗜好を理解した上で、食事の組み合わせや色彩を考える。
- ⑤ 食べやすい調理技術や調理法を習得し、食事提供をしていく事で、安全に食事を召し上がって頂けるようにする。
- ⑥ アレルギー・薬の兼ね合いにより食べられない食品がある場合は、代替品を提供する。
- ② 各部署と連携をとりながら、利用者の体調の変化に合わせた食事を提供する。
- ③ 適時・適温の徹底及び実施保温庫を使用した適温での食事提供に努める。

11.食事サービスの充実

- ① 旬の食材の提供により、豊かで楽しい食生活が提供できるようにする。
- ② 盛り付けの際の彩りにより、目でみても食事の満足度があがるようにする。
- ③ 利用者の食事摂取量、残食を評価し、献立に反映させる
- ④ 選択食を行い、食生活をより豊かにする。

- ④ 日常の食事の他に行事食を行うことで、食生活に変化をもって頂き、施設生活の充実を図る。

月	主な行事	月	主な行事
4月	春メニュー	10月	彩フェスタ・ハロウィン
5月	陶器まつり	11月	利用者旅行
6月	梅雨メニュー	12月	忘年会・クリスマス
7月	土曜丑の日・七夕	1月	おせち、成人・還暦、鏡開き
8月	納涼祭	2月	節分・バレンタインデー
9月	防災の日	3月	ひな祭り・お花見

12. 防災対策(給食面)

- ① 災害時における備蓄食の確保を行い、ライフラインの寸断や施設の損壊等の状況下でも継続的な食事提供ができるようにする。
- ② 災害訓練により、マニュアルに沿って実際に対応が可能か、利用者に適した非常食を備えているか確認する。
- ③ 災害時の食品確保について、食材業者と契約を締結しておく。
- ④ 通常の食品流通ルートが機能しない状況を想定した非常用献立を作成する。
- ⑤ 非常用献立に基づき、施設利用者の特性に合わせた食種・食形態の食品や水を備蓄する。
- ⑥ 関係機関との連携を図る。
地域の災害対策や体制を確認し、外部との連絡先を明確にしておき、必要な場合は迅速に支援を要請できるように準備しておく。
- ⑦ 毎年1回防災の日に非常食を喫食し、防災について考える機会作りを行う。
- ⑧ 災害時対応マニュアルの見直しを行う。

13. 嗜好調査を行う

- ① 1年に1回、日常の食事や行事食、食環境に対する意見や要望をアンケート形式の聞き取りにて実施し、喫食者の嗜好や現在の食事に対する不満等の状況の把握を行う。調査結果で出てきたニーズには、出来るだけ早く対応し、献立作成・調理方法・食事提供方法などを見直し、食事に対する喫食者の満足度を向上させる。
- ② 献立をたてる際の指標にする。

[その他]

14. 非常災害及び施設整備について

- ① 火気の取り締まり・電気・燃料等の安全な取り扱いを徹底し、事故防止に努める。
- ② 消防署・近隣企業(SUMCO)との合同避難訓練を実施する。(年2回)
各種設備の点検・整備に努める。又、設備の取り扱い等、職員への周知徹底を図り災害時の対応に備える。

- ③ 自然災害対策に基づく避難訓練を実施する。(年1回)
- ④ 防犯講習及び訓練を実施する。(年1回)

15.虐待対策について

- ① 虐待対策・防止について施設内研修を実施する。(年1回)
- ② 利用者とのコミュニケーションに努め、相互に理解を深める。
- ③ 常に利用者及び家族からの苦情・要望等を傾聴し速やかに対応する。

11.苦情解決について

- ① 常に利用者(家族含む)からの意見・要望等を傾聴し、迅速に対応する。
- ② 利用者(家族含む)から苦情等の訴えが出された場合は、苦情解決実施要綱に基づき速やかに対応する。